

たじっこクラブにおける苦情対応機関としての第三者委員の設置 及び利用取消し（退所処分）の運用基準の明確化について（概要）

【概要】

たじっこクラブのよりよい運営のために、利用者が納得できる適切な対応と解決を図る体制を構築し、苦情対応システムを明確にする必要があり、たじっこクラブにおいて第三者委員を設置する。

また、正常なクラブ運営を維持していくために、たじっこクラブの実施に関する条例第9条第2項に定める利用取消（退所処分）の事由を規則にて具体的に明確化し、運用を図る。

1 第三者委員について（新規則を制定）

- (1)定員：3名
- (2)資格：社会的信頼を有するものの中から教育委員会が委嘱
- (3)任期：2年（再任あり）
- (4)第三者委員の事務局は教育推進課とする
- (5)苦情受付担当者：各クラブ主任支援員、法人担当者、教育推進課担当者
第三者委員事務局（＝教育推進課担当者）
- (6)苦情解決責任者：放課後児童健全育成事業調整担当課長
- (7)規則を新たに制定する。施行日：平成30年1月1日

2 利用の取消し（退所処分）について（多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則の一部改正）

たじっこクラブの実施に関する条例

（利用の取消し）

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、たじっこクラブの利用を取り消すことができる。

- (1) 利用児童が第6条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) その他クラブの運営上支障があると市長が認めたとき。

(1) 利用の取消し（退所処分）事由

- ①2週間以上にわたり無断で欠席したとき
 - ②2ヶ月以上利用負担金を滞納したとき
 - ③利用者又は利用児童が活動上の指示に従わないとき
 - ④受託法人が管理運営上著しい支障があるとし市長が認めたとき
 - ⑤その他クラブの運営上支障があると市長が認めたとき
- ※上記については、利用申し込み時に提出してもらう誓約書にも加える。

(2) 手続きについては、次の2段階によって行う

- ①市長による警告
- ②市長による利用の取消し